

# 淀川水系流域委員会 第10回猪名川部会

## 議事録（確定版）

日時：平成 14 年 3 月 4 日（月） 17：08～20：00

場所：ホテルニューアルカイク 3階 鳳凰

庶務 (三菱総合研究所 新田)

大変長らくお待たせいたしました。只今より淀川水系流域委員会 第 10 回猪名川部会を開催いたします。

本日は、年度末のお忙しい中お集まり頂きまして大変ありがとうございます。

司会進行は、私、庶務を担当いたしております三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしく願いたいと思います。

では、審議に入る前に幾つかの確認をさせていただきます。

まず、資料ですが、「発言にあたってのお願い」、資料 1 - 1「第 8 回委員会 結果概要 (暫定版)」、資料 1 - 2「第 8 回委員会 資料 2・中間とりまとめ骨子について」、資料 1-3「第 8 回委員会 資料 3・委員からの要請に対応する資料」、資料 2「猪名川部会中間とりまとめ (案)」、資料 3 - 1「検討課題についての意見整理資料 (案)」、資料 3 - 2「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表 (案)」、資料 3 - 3「一般からの御意見とりまとめ表 (案)」、参考資料 1「第 9 回猪名川部会 (2002.2.15 開催) 結果概要 (暫定版)」、参考資料 2「委員および一般からの意見」、参考資料 3「検討スケジュール (案)」、以上が本日の資料です。

お手元がない方がいらっしゃいましたら、庶務の方までよろしく願います。

それから、委員の皆さまには過去の提出資料等をまとめたファイルをお配りしております。ご参考にご覧頂ければと思います。

それから、発言にあたってのお願いですが、本日も一般傍聴の方々から発言を頂く時間をもうけさせて頂いておりますので、「発言にあたってのお願い」をご一読上、よろしく願いたいと思います。なお、審議中には一般傍聴からのご発言は遠慮頂いておりますので、よろしく願います。

それでは、審議に移りたいと思います。米山部会長、よろしく願います。

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

年度末でお忙しい中をありがとうございます。

それでは、引き続き中間とりまとめの審議に移りたいと思います。中間とりまとめにつきましては、作業部会で検討を重ねてまいりまして、それを事務局の方でまとめて頂きましたので、ご紹介頂くことにしたいと思います。

その前にまず、第 8 回の委員会について、報告して頂きましょう。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1-1 資料 1-2 資料 1-3 の説明]

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

どうもありがとうございました。

それでは、中間とりまとめについての議論に移りたいと思います。

まず、庶務の方から報告をお願いします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、引き続きまして資料2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」をご説明させていただきます。

この資料2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」につきましては、過去2回にわたる作業部会での検討をもとに、現段階での猪名川部会のコンセンサスについて、とりまとめ(案)という形でまとめたものになっております。

[省略:資料2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」の説明]

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

どうもありがとうございました。どのようにまとまるかと思っていたのですが、非常によくまとめて頂いております。

ばらばらに議論してもまとまりませんので、できれば、逐条審議というのは変な言い方ですが、資料2「1.猪名川とは」「2.理念・目標」、つまり9ページまでについてご議論頂いて、大体のコンセンサスが得られましたら、少し休憩を挟んで、「3.整備の方向性」を煮詰めていきたいと思っております。

もう一度部会を開こうという案も出ているのですが、開催するとしても、4月11日に開催される合同勉強会で各部会から中間とりまとめ(案)の方向性を披露しあって修正するような部分があれば修正するということになっていますから、4月8日に開催しようかと考えています。そして、4月11日の合同勉強会終了後に猪名川部会委員で集まって、修正点があれば修正するという形にしたいと思っております。

それでは、ご自由にご発言を頂ければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

資料2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」には、様々な言葉が出てきますが、その言葉についても、例えば「育む力」という言葉が使われていますが、これよりもこういう言葉の方がよいのではないかといったご提案がありましたら、それも頂きたいと思っております。

池淵部会長代理 (委員会・猪名川部会)

米山部会長がおっしゃったように、一字一句「てにをは」にまで拘泥しない方がよいと思います。条項等についての議論の方がよいという気がします。あと、これは納得できないとか、了解できないといった場合には、必要最小限の形で附帯条件を付記するという扱いで、中間とりまとめ(案)として概成できるような意見を頂ければ、と思っております。

畚野委員 (猪名川部会)

この中間とりまとめ全体の書き方については、いろいろな書き方があると思います。資料2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」の3ページを見ますと、猪名川流域の課題や問題点が、非常にクリアに書かれていると思います。流域独自の課題や問題点をまとめること

ができたということは、自画自賛ですが、1つの成果ではないかと思えます。

これに加えて、これからどう変わってゆくのかといった今後の方向性についても、このような形で出していただけると、考えております。

本多委員 (猪名川部会)

資料2の6ページに受忍という言葉が出ています。この受忍という言葉については、実は第8回委員会で法律の専門家からの意見がありました。また、受忍の忍も、忍耐の「忍」なのか、認識の「認」なのかという違いがこれまでの議論の中で話し合われてきたと思いますので、この部会では、受忍ということと、自然と上手につき合うのだということについて、もう少しわかりやすく、ひとつ項目をつくって書いておく必要があるかなと思います。

それと、仮に受忍という言葉が行政が受け入れて下されば、考え方としては、すぐにそれを実行されるのかもしれませんが、市民は受忍についてすぐに理解して下さるわけではないと思います。恐らく、30年かけて、認識していく取り組みをおこなってゆくのではないかと思います。

あと、資料2の9ページにタイムスパンの問題が書かれています。例えば上の図を見ると、「魚や鳥や虫が行き来するコリドーとなる」と書かれています。魚についてはまだそうはなっていませんが、鳥や虫についてはもう既にコリドーをなっています。また、「十分な河道幅を持ち川が自由に流れることのできる川」と書かれています。これは恐らく30年では達成できないだろうと思います。河川整備計画の中で掲げる目標については、それが完成させられるかどうかということを明らかにすることが必要です。例えば河道を広くして、自由に川が流れて洪水も起こらないようにしようという目標が100年200年先の目標だというような場合、一体どの部分が100年先でどの部分が200年先なのかを明らかにする必要がありますし、例えば「受忍」についても、市民でそれを納得してゆくのが何年後の目標なのか、明らかにしなければなりません。つまり、30年後の目標としてどこまでやるのかといった辺りの整理をしておく必要があるのかなと思いました。

池淵部会長代理 (委員会・猪名川部会)

第8回委員会の時、私も受忍という言葉は「認」ではなく「忍」だと思っていましたし、受忍というのは自然からの影響を受け入れ自然と上手につき合うという意味だと思います。自然からの影響については、人によっていろいろ考え方があると思いますが、洪水や極めて大きな濁水を全て完璧には防げない、そういう面での自然からの影響ということだったと思います。そういう意味で「認」なのか、「忍」なのかという議論があります。これ1つにしても、第8回委員会では、管理とか土地調整とか、いろいろな面が絡むことでもあるということで、言葉だけの問題ではない整理なり考え方をすべきだという意見がありました。受忍という言葉でよいかどうか、検討に値するかなと思っています。

それと、自然との共生という言葉も出てきますが、この共生とはどんなものでしょうか。森下委員、よろしければお願いできますか。

森下委員 (猪名川部会)

共生という前に、自然とか魚とかを一生懸命守りなさいといったことが言われるようになりましたが、例えばナマズだとかオオサンショウウオを守れというようなことを言うと、人間よりもナマズやオオサンショウウオが大事なのではないかというように誤解されます。ずっとそう誤解されてきたのですが、自然環境について一生懸命取り組んでいる人との議論の中で出てきたことは、ナマズやオオサンショウウオが大事なのではなく、人間が水を利用する時や治水のために護岸工事等をしていく中で、そこに棲んでいる魚や虫に配慮をしないで工事をしてきた、そういった切り捨てるの神経が嫌なのだ、堰をつくるのが問題ではなく、ナマズが田んぼと川を行き来できないような堰を平気でつくってしまう無神経さにくたびれているのだ、ということです。ですから共生とは、我々人間同士が共生することも含めて、自然とも折り合っていくということと理解すればいいでしょうか。

もし野生生物についての共生ということでしたら、それは例えばイノシシにしてもシカにしても、人間との間に境をつくらなければ共生はあり得ないのです。いろいろな生物がありますが、それぞれの生物と一緒に棲んでは共生にならないのです。共生ということは、それぞれの命が次につながっていくのを邪魔しないということです。そうすると、それぞれの命が保全されて、それぞれのところで境をつくって人の領域を侵さないことで、はじめて共生が成り立つということを知って頂きたいと思っています。

自然との共生ということについては、人間が住むところと自然には明らかに境があって、自然には自然の生き方があって、人間には人間の生き方があって、行き来をしながら住むのではないということです。ですから、例えばドイツ的に言えば、黒い森というところには、人間が入って行って森の中で遊びますが、それは一緒に木と同じように住むということではなくて、たんにそこを通過させて頂くという考え方です。それから、自然から何かを得るために利用する時にも、自然と人間との間に境があって、使わせてもらっているという感覚そのものが共生なのだろうと思います。

共存というのは人間が作り出した言葉ですから、自然との共存ということとは、異なった使われ方をしています。存在すればよいのは二次元の世界でして、共生というのは多分三次元か、それ以上の世界です。そこに住んでいる人たちそれぞれが、誰からも侵されないということが保障できないと、共生は成り立たないのではないかと考えています。

本多委員 (猪名川部会)

前回の部会で、フランスのエコミュージアムの話をしてきましたが、そこでは自然の環境の中から出る水の量と出る場所によって人の暮らしが規制されています。そういう自然の中で人が生かされているという考え方もあると思います。共生という言葉でまとめられるかどうか分かりませんが、自然と一緒に生きていたり、区分けがあったりする中で、お互いに生きられるということなのかなと思いましたが、そういうことなのでしょう。

森下委員 (猪名川部会)

里山で人間は、7 年ごとに木を切っていく。木を切ることによって、いろいろな生物が生きていきます。でも、白雪姫のように森の中に一緒に住んでいるわけではなく、それぞれの役割が別です。それぞれが違う役割を持って、たまたま里山というようなお祭り広場でそれぞれがそれぞれの役割を果たしていると考えた方がよいのではないかと思います。そして、その結果として、人間はそこで生産性のあるものを見つけることができましたし、それからまた一方では、バランスした文化を創造し受け継いだわけです。

それはやはりそれぞれがそれぞれの役割を、それぞれの立場で果たしている結果です。ですから、生産性を上げるということも本来の目的ではなく、また、里山がお祭り広場になっているということも本来の目的ではなく、たまたま、生産に結びついたりお祭りに結びついたりしたということです。そして、それぞれがそれ以上のことを望まないということが大事だと思います。木を 7 年ごとに切るのを 5 年ごとに切ったり 1 年ごとに切ったりしないで、歴史を変えずに生きてきた長い時間が、共生を育ててきたのだと思います。

共生という言葉はわかりやすい言葉ですが、実は大変難しい言葉だと思います。内面にまで入り込んだ言葉ですから、生物の用語として理解するのは、大変難しいです。やはり人間の考え方として理解し、資料 2 には「洪水と共生せよ」と私もびっくりするようなことが書かれていますが、物と物との関係ではなく、物では測れないものをこの中に入れたということに共生の意味があるような気がします。

まだまだ、資料 2 の文章そのものの中にも、消化不良を起こすようなものがあるのではないかと思います。

#### 細川委員（猪名川部会）

私は、子供たちに関わって子供たちを教育する立場にいる者ですが、自然との共生というのは、人間が育つ上で大変大切なことだと感じています。

子供たちが何に喜ぶかといえば、幼児であれば、たとえゴキブリでさえも、動いていたら思わず手でつかむわけです。動いているだけで、おもちゃではない喜びを感じます。それが本来、子供が持っているものだと思います。まず興味を持つということです。その興味を持つという点で、子供に近い存在が自然界の生き物だと思います。子供たちは大人が感じるよりもっと近い感覚で自然を同じ命としてとらえることができますし、同じ命だということを認識して生きることというのは、とても人間として大切なことではないかと感じています。

それぞれの生き物に合った生きる場があり、それを尊重することが必要だと、小さい頃から学ぶのは、やがて他人同士を理解し合う時に、相手には相手の生き方・考え方があり、相手には相手の立場があり、相手には相手の領分があるという認識に子供が立っていくためには、自然に触れるということがとても大切です。人間と自然の世界のものが触れ合う中間の場というものが、子供にとってはとても大切なものだと感じます。その時に人間は、自然との共生ということを実感できるのではないかと思います。

#### 森下委員（猪名川部会）

多分、細川委員が言われている自然と私が言っている自然とは、同じ言葉でも、イメージが違ふと思います。自然というのは、それこそものすごく大きい自然と、小さい自然とがあります。例えば、木が生えていて土があって、そこにアブラムシがいたら、これも自然です。でもそれは、委員会のような場で議論するときの自然とは違ふと思います。

例えば、源流域に木が茂っているような、人間ができるだけ入らないで保護していかなければならない自然があります。それから、里山的なところで人間の力と自然の力が五分五分に働いているところがあります。そういうところは、人間が手を加え、使うことによって復元してゆくところですが、そういう自然もあります。それからもう 1 つは、都市の中の公園や川のほとりといった人間の手で作り出されたような自然があります。その 3 つの自然をそれぞれ区分けして、つき合い方を変えなければならないということが共生なのだと思います。

自然と共生していくためには、質の違うものを、質が違ふと認めた上で考えていかなければならないと思います。例えば、ゴキブリと接してわかることも確かにありますが、それは自然との共生とは言わないと思います。自然というのは、もう少し大きい枠の中で考えられた概念ですから、子供がゴキブリと接したり、ネズミを怖がったりすることから何かを得るという場合には、自然から学んだとは、おそらく言わないのではないのでしょうか。もちろん、これは私の感覚ですから、間違っていれば、ごめんなさい。

今、猪名川という河川の延長線上で議論されている自然は、人間ができるだけ手を触れないで残しておかないといけない自然、それから、手を触れてやらないと死んでしまう自然、それから、手を加えて自分たちの好みで少しよくしていく自然と、多分 3 つくらいの段階があるのだと思います。その段階を分けていかないと、猪名川という流域の自然が駄目になるという意味での自然との共生だと思います。共生というのは、相手の立場と相手のポテンシャルをしっかりと確認した上で、それぞれのつき合い方を変えましょうということに原点があるわけですから。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

この部会で議論になっている自然との共生に関する話の中で、一番ポイントは、人間が本当は住んではいけないようなところに住んでいるということです。ですから、浸水します、場合によっては床上浸水にもなりますということを、住民がどこまで辛抱してくれるかという話です。洪水も自然の一部ですから。地震も自然ですが、それと同じ意味で、災害も自然なのです。それに対して、これまで国土交通省は、建前としては一滴の水もこぼしませんと言ってきましたが、実際には、しょっちゅう洪水が起きたり、浸水しているわけです。今の猪名川では、ほっとくと現実に水に浸かるところがあるわけです。それから、昭和 28 年の規模の集中豪雨が来れば、破堤或いは越水して浸水する地域があるわけです。そういう人たちに対して、これまでのような国土交通省的な考え方では、いろいろな意味でやっていけないのですから、ある程度の浸水については我慢して下さいということなのです。このことに関して、先ほどから受忍という言葉の議論をしているのです。

森下委員 (猪名川部会)

受忍と言っているわけですね。

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

言っています。

森下委員 (猪名川部会)

何かをした結果として、我慢をして下さいと言われれば我慢できると思います。しかし、何にもしないで、ただ今は我慢しなさいというのは、それはナンセンスだと思います。

洪水だけのために今まで整備等をやってきたけれども、今はそうではなくて、毎日見ている日常の川のこと、それから、川の中に住んでいる生き物のことも全て、それぞれに大事だから、洪水だけのために整備等をするのができなくなったわけです。洪水対策と自然環境の保全をバランスをとって、河川整備計画を考えていくわけですから、洪水は耐え忍びなさいということではないと思います。耐え忍びなさいというと、もう明治時代のお上みたいな感じがしませんか。

私は、生物も生かしながら自然環境も保全しながら、洪水も出ないような技術がないのかが知りたいと思います。今までにあった洪水を押し込める技術が最善であって、洪水をとめるためにはそれしかないのだというのであれば、何にもしない方がよいと思います。技術というのは、それぞれに見合ったものが必ずあるはずだと思います。その技術を提供しないで、このままで洪水になりますよと言うのは脅しです。こういうものがまかり通ったら怖いですね。

田中委員、何かないですか。

田中委員 (猪名川部会)

先ほどの、自然と人間は判然と区別できるものであるというご意見は、私は違うと思います。環境と主体は、常にどこかでつながっていて、切り離すことはできないと思います。ものを食べるということ自体が環境を自己に取り入れることですから、環境というか、ほかのものと人間が別個に存在し得るとするのは、幻想だと思います。

自然との共生というのは、自然と人間が別個で共生するということではなく、例えば、自然のある部分をえこひいきしたのが農業ですし、栽培漁業ですし、それもやはり自然なわけです。その自然と人間が区別できるという先ほどの議論には、私は反対です。

それから、河川の生物や漁業だけでなく精神的にも流域住民は、河川からいろいろな得るものがあるわけですが、現在の流域における開発の状況で、現在の河道幅で、例えば昭和 28 年規模の洪水に対して、河道での流量分担計画を守るとするならば、自然環境を回復させるために川を蛇行させることは無理だと思います。その無理な中で、多自然型工法や近自然型工法或いは魚礁ブロックは、都市部を流れる河川ではやらないよりはましだろうということで整備されてきたのだと思います。都市河川の中では、そういうやむを得ない部分もあると思います。しかしやはり根本的な解決、人と自然の共生を目指すなら、引



堤をしなければいけないと思います。ただ、引堤をすると、恐らく堆積が起こってきます。引堤をただけ土砂の排斥力はなくなりますから、この土砂をどのようにして取り除くのかということは、次にコストの問題として出てくると思います。

それから、資料 2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」にはいろいろなことが書いてあるのですが、これを見て河川管理者、国土交通省が今までのやり方を変えるかといったら、そうはならないと思います。なぜなら明確な目標が書かれていないからです。例えば 4 ページに「沖積平野に住む我々は、洪水を完全に抑え切ることにはできない」とあります。これは総論として皆、わかるわけです。「未曾有の降雨等に対して、全て完全に対応できないことを認識し」ともありますが、これも総論としてはわかります。しかし、書いてあったとしても、実効力は何にもないわけです。未曾有の降雨とは何かという話が、常に出てくるといえるのです。

ということは、猪名川だけでなく淀川全部がそうですけども、予想される降雨に対する対策を、どのレベルに持ってくるのかという問題があります。今までの議論で、破堤というのは壊滅的な影響を与えるので、これは何とか防ぐというのは、全委員の共通認識だと思います。ところが、越水して洪水の被害を最小限にする、浸水が発生した時のためにソフト面での対策、土地利用とかゾーニングとか補償があると思いますが、越水のレベルをどのレベルに持ってくるのか、同じように濁水のレベルをどのレベルに持ってくるのか、ここを押さえておかないと、中間とりまとめにどれだけたくさん書いてあっても恐らく何の実効力も持たないと、そんな気がします。

ただ、どのレベルにするのかということ、この 2 週間ほど私も寝る前に一生懸命考えていたのです。池淵部会長代理も、どのレベルにするのかということ、この猪名川部会が始まった当初からずっと言ってこられたのです。雨倍率でいくのか、確率雨量でいくのか、取り敢えずは、どのレベルで猪名川を整備していくのかという問題がありました。やはり、そこを決めないと実効力のあるものではないという気がするのです。非常に重たいことで、作業部会でも議論しましたが、越水であったら床下浸水で被害が数十万程度で、床下の草履なんかを直して干したくらいで済むのかといったら、そうではないのです。地域全体が均一に浸水するわけではないのは、もう自明のことです。越水すれば必ずどこの土地が屋根まで浸かって、どこの土地が床下まで浸かってと、そういう差別が出てくるわけです。

そうすると、川があふれるのはしょうがないから、総論としては、越水は受け入れようということになりましたが、水が出た時に屋根の上まで浸かる人たちをどうやって説得するかは、やはりわからないというのが真情です。もし私がそこに住んでいたら、絶対に嫌ですものね。川にアユなんかいなくてもよいから、私の住む場所の洪水を防いでくれというのが、流域住民の気持ちです。この流域にいったい何人住んでいるか正確には知りませんが、例えば、100 万人のうちの 99 万人が床下浸水は許そうではないかということで合意したとしても、残り 1% の人が絶対嫌だと言ったら、これを説得する理屈は何かというのが、私もずっとわからないことで、これが見つからないと前へ進まないと思います。しかし、これを見つけないと、100 年後のゾーニングを考慮した土地利用の形態の検討にも進

まないと思います。

今できるのは恐らく、局所的に水に浸かるところは、とにかく公的に、そこから立ち退いてもらう計画を立てる、或いは輪中をつくる、或いは補償等のソフト面での対策をとりつつ、100年後のゾーニングを考えていくということくらいです。そのためには、やはりレベルを決めなければいけないという気がするのです。

細川委員 (猪名川部会)

私は流域住民ですので、この流域委員会が始まる前、東海豪雨が起きた時にすごくショックを受けました。うちの近辺と環境が似ているという感覚を持ったからです。こういう雨が降って、こういう洪水が起きた場合、実際、うちの辺りは一体どうなってしまうのだろうと考えた時に、非常に恐ろしい感覚を持ちました。洪水がよそで起きた時、そこはきっと堤防がもろかったのだろうとか、そことうちの事情は違うだろうというような、どこか甘えたところがあったのですが、東海豪雨の時には、これは人ごとではないという感覚を持ちました。

東海豪雨は本当に予想外の降雨だったのですが、その予想外の降雨がこれから先頻繁に起こる可能性があるのではないだろうかという危機感を持ったことがあります。私は生まれてから一度も浸水らしい浸水は経験してこなかったですから、自分がそんな危険なところに住んでいたという意識はなかったのです。けれども、土地に古くからいる地主たちが言うには、自分たちはちゃんと園田の町の中でも一番土地の高いところに住んでいるから、洪水になっても浸かるのは最後になる、洪水に対する対策をとっているとおっしゃるのです。それに対して、あんたらの住んでいるところは芋畑だったのだから浸かるよと言われるのです。その時、もともと低地だったところに家を建ててしまったのだと初めて気が付きました。自分たちの家、自分たちの地域に洪水が起こるかも知れないという認識に立った時に、洪水をなくして欲しいという気持ちが失せました。それよりはむしろ、本当に洪水が起きた時に何とか、できるだけ被害を最小限に食い止める対策を立てて欲しいと思いました。洪水がゼロになる可能性があるのであれば、それに望みを託すこともできますけれども、むしろ洪水が起こる可能性が少しでもあり、いつか洪水が起こるかもしれないのなら、やはり、まず洪水の被害をできるだけ最小限に食い止める対策を急いで下さった方がありがたいと思います。

尾藤委員 (委員会)

私も大変難しい問題だと思いました。森下委員や田中委員のおっしゃる共生ということもそうです。本当はそういったことを理解しながら積み上げていって、やがて共通認識になっていくのだと思います。

普通に言われている共生というのは、森下委員には耐えられないかもしれませんが、自然と仲良くしようという感覚で、例えば、きれいな花を見れば、きれいだと感じ、大切にしよう、そういう子供たちになって欲しい、ふるさとの山に向かいて言うことなし、ふるさとの山はありがたきかなですか、といった感覚を全て共有しようということだと思

ます。

本当の意味で共生とは何かということを議論していくと、非常に難しいところはどうしても行かざるを得ないと思います。本当は、そういった議論は大切だと思いますが、今日から明日、明日から明後日に生きていくためには、共生とは何かといったことを知らなくても生きていくことができるわけです。しかし、目の前に花があってそれをきれいだと思わないのは、やはりさみしい気がするのです。

1 つ思い出したのですが、例えば電力という問題があります。今の電力法をちょっと忘れかけていますが、電力法のあり方というのは、必要な電力が高度成長期から右肩上がり、毎年夏には必ずピークが来ます。ピークが来てそれに対応できない時には、電力会社は電力を供給することが義務づけられています。原発はない方がよいという認識はあっても、どうやって電力を確保するかということを考えた時には、電力会社は今のシステムのままでは原発をつくらざるを得ないわけです。電力会社の人に聞くと、原発なんかちっとも作りたくないと言います。もし、原発をつくらなくてもよいのであればどんなによいだろう、我々の給料は 2 倍になるよといった話をします。しかし、ピーク時の電力を供給できなければ、それは供給義務違反となって、その電力会社は法的に何らかの問題があるということになってしまいます。発電量は右肩上がり成長していくわけではない、これだけの節電することによって原発をストップさせることができるといった共通認識を持つためには、例えば今まで各個人の部屋にあるクーラーが使えなくなるかも知れないが、それでよいのだというような意識を持つことが、そのきっかけにはなるのではないかと思います。

自然との共生というのは、難しく言えば、確かにそういう議論もしなくてはいけないことだという理解はするつもりです。例えば資料 2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」の 7 ページの下部に、[今まで]と[これから]と分けてある図があります。今までの考えだった「自然の力(大雨、濁水)を制御できるという想い」からこれからは「自然の力(大雨、濁水)は制御できないことへの回帰」へ、と書いてあります。自然の力は制御できるのだ、自然の力をコンクリートでも何でもよいから制御してしまおうというのは、電力がこれだけ要るから原発をつくらうという考えと似ているところがあると思います。

ですから、この中間とりまとめ(案)によって、本当の意味での共生について考えるきっかけが芽生えてくれば、この提言もある程度目的が達せられると思います。ですから、文言そのものについては改変する余地はあるかと思いますが、自然との共生ということについては、ここの書かれてあるくらいでよいのかなと思います。

それからもう 1 つの感想は、田中委員がおっしゃった、何も実効力がないのではないかということについては、この後の 10 ページ以降に来るのかなという感じが、ちょっと私はしております。

池淵部会長代理(委員会・猪名川部会)

受忍という言葉が少しひっかかっています。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

それは運営会議で問題にしてみましょう。確かに、忍びがたきを忍び、耐えがたきを耐えという感じですから。

森下委員（猪名川部会）

受忍という言葉の主語がどこにあるのか、それが国なのか市民なのかということがあります。でも、市民が自分たちで受忍するというようなことは、もう少し先にならないと無理だと思います。少なくとも今の日本の市民のレベルは、受忍できるレベルにはないと思います。個々が育ってなくて、反対に言えば、公に対して、ああしろ、こうしろと言うだけの無責任集団ですから。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

関西だけではないです。全国的にそうです。

森下委員（猪名川部会）

それぞれが役割分担していないですから。そういう意味で受忍という言葉はやはりそぐわないですね。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

尾藤委員、先ほどの原発の話ですが、ドイツは全部やめるということになったのだそうです。あれはやはり、民度が高いからということですか。

尾藤委員（委員会）

私の理解ではベルギーもそうなのですが、多分、もうすぐ耐用年数が来るのですが、それを処理するのにものすごくお金がかかるのです。長い期間で見れば、非常に次世代に対する負担があまりに大きなものになってしまう、今はよくても結局損をする、危険がどんどん増していくと判断されたということだと思います。

日本の場合でも処理ができないのです。これははっきりしているのです。ですから、どこかで断ち切らないといけないと思います。私は、原発凍結論者なのですが、

私もそれほど詳しいわけではありませんが、民度が高くなってということでは、多分ないと思います。やはり、そろばんをきちっとはじいていると思います。

畚野委員（猪名川部会）

先ほど細川委員の方からお話が出ました、名古屋での水害の例、私はちょっと名古屋のことは勉強不足なのですが、内水災害と言いますか、いわゆる越水という、大きな中心となる川からの越水の問題だったのか、或いはそれに入り込む支流での内水災害の問題だったのか、資料2の10ページ以下で必要であれば、やはり区別して論述しておいた方がよいかと思っています。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

ご存じの方はいらっしゃいませんか。

池淵部会長代理(委員会・猪名川部会)

エリアごとにいろいろな形態があったと、事実関係から言えばそうなるかと思います。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

いろいろな形で起こっていますね。

本多委員(猪名川部会)

先ほどから洪水の話が出ていましたが、確かに資料2の7ページに書いてあるように、今までは川を制御していこうということでどんどん整備等をしてきました。その結果、水害の恐ろしさ、濁水の大変さが緩和されてしまったために、わからなくなってきたということもあるのかなと思います。

この間の作業部会の時にも話したのですが、実はうちのお風呂が使えなくなって、台所の下水が詰まってしまいました。これは自己管理ですから、土管の掃除をしてようやく開通させ、できないところは業者をお願いしたという出来事があったのです。そんな中で、家内とも話をしていたのですが、これだけ土管を汚すくらいの水を流していたのだと感じました。そんなことも、体験してみなければ、わからなかったことなのだと思います。言葉の上では、水を汚さないようにとよく言われますが、実際に汚れた水そのものを見る、そして、自分でやってみることによって気づかされたという部分が、随分あったと思っています。

従来どおり、何とか洪水や濁水を緩和していくということは大切なのですが、その一方で、洪水の危険性はない、濁水というものはないという錯覚に陥ってしまうと、受忍と言われても、全く理解して頂けないということになると思います。

ですから、自然とのつき合いなのですから、ある程度限界があるのだということを感じて頂くような取り組みもやりつつ、治水や利水や環境の問題も取り組んでいくということをしていかないと、行政だけががんばって行政だけ苦労しているのだけども、市民は何にもわかってないということでは、やはり駄目なのかなという気がします。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

どうもありがとうございました。この辺りで休憩にしたいと思います。

〔休憩 18:42～18:54〕

米山部会長(委員会・猪名川部会)

後半に入る前に前半で確認しておかなければならないことを、本多委員に指摘していた

いただきましたので、本多委員、説明して頂けますか。

本多委員 (猪名川部会)

前半の中で、2つのことが議題に出ていたと思います。1つは田中委員がおっしゃっていた対策のレベルの問題、もう1つは、全てのことが30年でできるわけではないというタイムスパンの問題について整理しておく必要があるだろうと思います。

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

ありがとうございました。

レベルの問題ということがありまして、雨倍率でいくのか降水確率でいくのかという議論がありました。

それから資料2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」の9ページの下部にある、30年、50年、それから100年から200年というタイムスパンの問題についても整理してみたいと思います。

私事で大変恐縮ですが、私、本日韓国に行かなければならないので、20時ちょうどに閉会をさせて頂きたいと思います。申し訳ありませんが、よろしく願います。

それでは資料2「猪名川部会中間とりまとめ(案)」の10ページ以降、「3.整備の方向性」について、ご自由にご議論を頂きたいと思います。

服部委員 (猪名川部会)

「3.整備の方向性」について議論する前に、それよりも前のページの部分でいろいろ議論がありました。私は、理念や目標といった部分については、具体性のないようなレベルで書いてあってもよいのではないかなと思っています。自然との共生について語り出したらきりが無いと思います。

「3.整備の方向性」には、先ほど田中委員が言われたように、対策のレベルの設定に関してより具体的なことが書かれていくのかなという感じがしています。

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

どうもありがとうございました。

10ページの「3-1 総合的対応」は、いわばお題目ですから、これでよいのではないかとありますが、いかがでしょうか。猪名川流域に関してこれ以外につけ加えることがあれば、おっしゃって頂きたいと思います。

強いて言うならば、「治水、利水、環境を含めた総合的対応」と書かれていますが、この「環境」には、猪名川というのは非常に特殊な場所で、「文化環境」が入るわけです。自然環境だけではなくて、人間環境が非常に大きな要素を持っていると思います。思いつきで言うなら、例えば「治水、利水、環境、文化伝統を含めた総合的対応」という言葉にして頂く方がわかりやすいのではないかと思います。環境と言いますと、どうしても自然環境だけで考えがちですからね。

それから、「今後30年だけでなく、50年後、100年後を見越した対応」というところですが、これも単に見越すだけではなくて、「段階的対応」という言葉を入れておいた方がよいと思います。

細川委員(猪名川部会)

30年、50年、100年というスパンですが、50年後についてはすごく難しいなという感覚を持ったのです。

これから先、どのように社会が変わっていくのかということを見ると、確かに、ある目標が達成されるのが、50年先なのか、40年で済んでしまうのか、或いは60年かかってしまうのか、わからないなと思いました。50年先のことなんて全然わからないというようなことを思っていました。時間的にもう少し、前後10年くらいの誤差を見ておいた方がよいかなと思っています。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

細川委員から、「何故、洪水を受忍しなくてはならないのか」というのを資料を配布して頂きました。これは、細川委員が1週間くらいかけてまとめたのだということです。

池淵部会長代理(委員会・猪名川部会)

「3-1 総合的対応」に「河川管理者だけでなく関係省庁、部局を含めた対応」とありますが、関係省庁について、今ここでは、固有名詞を入れないようにしましょう、ということですね。

それと、タイムスパンの問題に関して、将来の見通しが立てられないということですが、「現世代が将来世代のお許しを頂いて、策定させて下さい」ということで考えて行かざるを得ないと思います。文言としては、「見越した」という言葉で書いておいた方がよいと思います。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

「3-2 災害への対応と防災意識の向上」は、問題認識と対応の考え方に分かれております。それから、対応の方向という留意事項がついているわけです。

こういう章、節の立て方はこれでよろしいですか。

「(2) 対応方向」についても、是非書き加えた方がよいということはありませんか。

畚野委員(猪名川部会)

「(2) 対応方向」の一番下に、「狭窄部については原則として開削は行わず」と、断定的な言葉が入っております。狭窄部の開削を行わない場合、川西市の多田地区は現在の状態でどのくらい影響があるかということですが、私が見ている範囲では、そこは県の工事の範囲に入っていて、県の築堤工事等が現在行われています。現在進められているそういった工事と、ここに書かれていることとの整合性は十分配慮をして頂きたいと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

わかりました。それは気をつけましょう。

尾藤委員（委員会）

森下委員、先ほど、技術が30年前から全然進歩してないと発言されていました。もう少し教えて頂けませんか。

森下委員（猪名川部会）

堤防等の技術ですね。技術は昔と同じなのに、環境も考慮しなければならなくなり、その環境のために、コンクリートの上に土を盛るようなことをしてきているのです。

尾藤委員（委員会）

その技術的な見直しについて、そういうことは中間とりまとめ（案）のどこかに要らないのですか。

森下委員（猪名川部会）

もしそういった提案をするのでしたら、現在の技術が洪水や不時の水の増減といったものに耐え得るかどうかということをはっきりと注釈をつけることができるのでしょうか。

「3-1 総合的対応」に「河川管理者だけでなく関係省庁、部局を含めた対応」とありますが、例えば、今でしたら国土交通省が当事者ですが、それ以外のどの部局をイメージしながら、こういう文章を書いているかということです。どこまで巻き込めるかということだろうと思います。ここには単に言葉として書いているけれども、実態がないと難しいということです。

私がこの頃よく考えさせられるのですが、土地利用の規制等のいろいろな法制度があります。11ページの「(3) 留意事項」に「法整備の検討、働きかけ」と書いてありますが、まず、古くなってしまって、必要なくなった法制度の廃止に先に取り組むべきだと思います。新しい法律をつくるよりも、要らないものどんどん削って行って規制緩和をしていくことも必要だと思います。その辺りのバランスについてここに書かれていないのかなと思います。何でもかんでも新しいものをつくれればよいのではなく、古いものをどう整理するかということですね。河川に関していえば、新しい省庁の編成に合わせて、早急に整理しないといけないのではないかと考えています。

10ページ「(2) 対応方向」に「新しい防災組織の育成」とありますが、これも、これまでのような水防団とは、当然イメージが違ってくると思います。どういう防災組織であれば、川が守れるのかという議論なしで書かれていると、いかにも防災組織というものが出来上がってしまって、この防災組織で川を守れるのだという印象を受けます。しかし、実際には、これまでの水防団に変わるような、新しい防災組織が可能かどうかということはすご



く気になるのです。それは、河川を改修するよりもずっと難しいことだと思います。社会を巻き込んでいって、水防団に変わるような新たな防災組織をつかって、社会的に水害等を軽減をしていくということが本当に可能なのかと思います。すごく時間がかかればできるかも知れません。

言葉ではよくわかるのですが、実態のないものが、多く書かれているように思えます。実態のないものについては、少し削ったらよいかと思います。

それから、先ほど尾藤委員からご質問のあった技術のことについては、私には多分お答えできないと思います。それでも、例えば私が知っている川の技術について言えば、水辺の楽校や多自然型川づくりで、それなりに魚がすめるような川にしてきたけれども、それに対して私が何を不安に感じているかという、殆ど検証されていないということなのです。多自然型川づくりの目的が、環境に配慮した自然をつくるということにあるにもかかわらず、整備の前にも後にも検証も調査もされていません。どのような魚がどのように棲み込んだかと、その工法がどれくらい有効だったのかといった検証が行われていないという状況です。何か、言葉だけで、全く実感がありません。新しい切り口を開いたら、その切り口に対する評価があって、その評価に合わせて、次へと進んでいかなければいけないのです。思いつきでやっているだけでは、無駄なことも起こっているのではないかと思います。駄目だったこともいっぱいあると思うのです。そういうことと、すごく良かったことが一緒になって混じってしまっているようなところがあって、やはりそこが一番不安に感じるところではないかなと思います。ですから、評価・検証についてもしっかり書いておく必要があると思います。

9ページには30年、50年、100年と分けて書いてありますが、では、30年の計画が、30年で達成できなかつたらどうするのか、それは市民をだましたことにはならないか、30年でつくりますと云っていたのに、30年経ってもできない、50年経ってもできないとなると、一般的な人間社会でしたら、そういう場合は補償といったものがあるものだけでも、土木事業に関しては合意がなかったということで、ないのです。やはり社会の制度として変えていかなければならないことではないかなと思います。そういった取り組みが、いろいろな新しい法制度の整備に繋がっていくのではないかなと思っています。

ですから2つあると思います。技術の面として、その技術が有効だったかどうかについて評価をすること。そしてその上で、今度は、約束したことがどのように守られているかを、公表できるようにしておくことです。この2つの基本的な鉄則がないと、計画をたてても、たてっぱなしになると思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

技術というと、日本の陸軍を連想するのですが、第二次世界大戦に入ってから、まだ奉天大会戦の戦争しかやってなかったと、司馬遼太郎さんが冷やかしていましたけれども、どうもそういうことらしいですね。それから海軍も、日本海海戦がパターンで、大艦巨砲主義で戦艦大和をつくったけど、肝心の航空母艦を全然つくってなかったということがありました。もしかしたら、旧建設省の古いところにはずっとそういった伝統があって、川

というのはこうではなければいけないのだ、ダムもこうしなくちゃいけないのだという古いマニュアルがそのまま残っているという心配はあると思います。

そういったことも、どこかに書き込んでおいた方がよいかも知れません。

森下委員(猪名川部会)

田中委員が言われたのですが、例えば洪水対策の基準を決めるのはよいのだけど、その時には必ず、環境をどうやって補償できるのかということもセットで考えなくてはならないと思います。洪水だけを切り離して、浸かったら嫌ですから私は反対するということを言われますが、洪水だけではなくて全体として考えないといけないと思います。

そうすると、ずっと昔と同じことになるのです。治水では常に、洪水がきますよといって、おどかしながら警察権を振り回してきたのです。水に浸かってもよいという人は永久に出てこないわけです。ですから、結論を先に振り回しながら、洪水に対する考え方を整理しようと言っても、これは無理です。

田中委員(猪名川部会)

でも、無理だと言ってしまったら、全てが無駄になってしまうのではないのですか。

森下委員(猪名川部会)

洪水だけではなくて、環境や利水をセットにして、例えば50年確率の洪水に対応するのなら、環境ではこれくらい犠牲にしないといけない、100年の対応をするのなら、こんなものを犠牲にしないといけないということを全部議論していかないと、実感がわかないのです。自分のところに押しかけてくる水の量だけで物を考えるよりも、もう少しいろいろな選択肢を加えた上で、洪水を考えなければいけません。

田中委員(猪名川部会)

おっしゃっていることはわかっているつもりです。要するに、一生に3回くらい起こる洪水を許容する、そういう河川改修をすれば、洪水の時の被害額と環境から得る私たちのメリットを金銭換算しないといけないわけです。ところが、私は、それは恐らくできないと思います。洪水に関しては、共通のものさしがありますが、環境に関しては、それぞれのものさしが違います。金銭勘定は非常に難しいと思います。

森下委員(猪名川部会)

今までの手法だったら、それができないのですが、新しい計画をつくる時には、新しい評価の手法をつくらなければ先へ進めないのではないですか。環境をどう数量化して評価するか、その評価の手法を確立して、洪水、環境、利水の評価をつくってみて、その評価の方法が間違っていたら、また作り直せばよいではないですか。何か資料2を見ていると、新しい河川法の精神が入ってなくて、ただ入っているのは、自然のきれいな川にするとか、共生するようになるとか、実感のない言葉だけなんです。

新しい河川法は、治水、利水、環境をばらばらにしないで、全体としてやろうと言っているわけでしょう。だから、人と自然の博物館があるわけでしょう。

田中委員（猪名川部会）

それを言われるとつらいですね。

ともかく今までは、土木屋や水道屋といった人が前面に立って、河川整備を取り仕切ってきた、というか、仕方なしに重荷を背負ってこられたわけです。その中で、環境というものが入ってきて、この評価が非常に難しいということですよ。環境の金銭評価というのが何故発展しなかったかという、人によってものさしが違うからです。環境は金で換算して評価すべきことではないのではないかという気がしているのです。趣味の領域は金銭勘定できません。そこに金銭勘定を持ってくること自体が、ねじ曲がっているような気がするのです。

かといって評価しなければ、洪水対策のメリット・デメリットが評価できないことは確かです。そこで非常に悩んでいます。先ほど私が言ったように、洪水が起きた時に、被害を受ける人をどう説得するのが、どうしても解決できないのです。

森下委員（猪名川部会）

それは少し違うと思います。洪水を起こした時に、その人を説得するのではなくて、治水、環境、利水のバランスをとって行く中で起こった結果として、この程度の洪水が起こりますよとなれば、起こった被害に対してどう対応してゆくかが出てきます。しかし、今の場合は、まず洪水だけを切り離して、議論してしまっているわけです。そうではないと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

「3-3 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用」、「3-4 水利用のあり方の転換と生活様式の改変」でも、治水、環境、利水を全体として考えるとといった方向性もスタンスとしてあり得ると思います。我々が可能性を議論し尽くしてない内容もあり、言葉がひとり歩きしている面もあるのですが、できるだけそういった方向性も含めてさらに肉付けする、或いは実態のないものについては削除する必要もあるかと思っています。そういった意味合いで、3-3、3-4に絡んだご指摘であろうと思います。

それと、事業評価や検証については、我々はまだそういう制度等について十分な理解ができていません。現在は、例えば5年置きに事業の評価をし、それを公表して事業の中止や継続を柔軟に決定するといったようなことが行われているようです。

それから、土地利用の規制等の法整備については、いろいろな利害関係等が伴っているので、それを本当に提言まで含めて書いてしまうかどうかということがあります。例えば土砂災害については、危険地域を指定して、その土地の使用者にはそこに住んでもらっては困るというような形のものが出てきます。河川の沿川においても、農地との問題もあるのでなかなか難しいとは思いますが、危険地域のゾーニングを設けたらどうかといった案

があります。ここにある 11 ページの「法整備の検討、働きかけ」という言葉で留意事項にとどめるか、或いは具体的に書くか、考える必要があると思います。ただ、箇条書きの順序づけとか、せめてそういう形で実行可能性を踏まえた書き方で肉づけできればなと思っています。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

評価指標をつくるということも非常に大事なことだと思いますから、これは 10 ページの「3-1 総合的対応」の一項目にとり上げてよいのではないかと思います。多目的型川づくりなんて言っていますが、本当に多目的になっているのかどうかという評価をきちっとやる、或いはその前に調査しておいて、整備後との比較ができるようにするとか、そういうことも予算の中に組み込めばよいわけですからね。何も環境省だけが環境問題を扱っているのではないですから、国土交通省も堂々と環境問題を扱ってもらったらよいと思います。

さきほど 1 人 1 人の価値観が環境についてはバラバラでなかなか決まらないという発言がありましたが、私は決められるのではないかという気が何となくしています。大体このくらいのことは皆さま考えているということで、何か基準が出ると思います。ですから、金銭評価ができないと考える必要はないと思いますし、実際の例として何か被害があった時にどのような対応をしているかを調べてみて、その中から経験則というか、数字を出していくこともできないことはないと思います。そういう一種のバランスシートのようなものをつくるということも環境省に任せないで、国土交通省の河川局の仕事としてやり、そのための予算請求をすればよいのです。

本多委員（猪名川部会）

今のご発言は環境をどう評価するかという話だと思いますが、私は田中委員と同じような思いを持っています。例えば植物 1 本にしても、CO<sub>2</sub> を吸収して O<sub>2</sub> を出してくれますし、光を受けて水を吸って養分をつくってくれます。無機物の中から有機物をつくってくれる唯一の生き物が植物です。その上に人間も動物も鳥も昆虫も生きていられるのだということ考えた時に、果たしてそれを金銭評価できるのでしょうか。それは CO<sub>2</sub> を O<sub>2</sub> にかえる機械装置をつくった場合、草 1 本の費用は恐らく何十億円ではきかなくなると思います。

大切なことは、私たちは自然の中で生かされているのだということです。最近よく、自然環境を経済効果等の指標にしたり、数値にしたりする考え方もあるようですが、私は仕事で嫌なことがあったり、失恋したりしたら吉野川へ行くと気が休まるのだということをおっしゃっていた人がいらっしゃいました。1 人 1 人の思いは違うし、価値観も違うと思います。そういうデリケートな部分はなかなか金銭評価できないという気がします。

それと、今、米山部会長から国土交通省も自然環境について、しっかりやって欲しいというご意見がありましたが、私も同じ思いがあります。国土交通省がダムをつくるとか、堤防をつくるということは、よくがんばって下さっているのですが、例えば源流部の森を管理するとか、森を取得して守ってゆくとか、これまで議論してきたように海と川をつな

いでいこう、川と山をつないでいこうというようなことも本来は国土交通省の仕事としてやっていて頂きたいと思います。

また、この間も猪名川総合開発で川の浄化の問題が出た時にちょっとお話をしたと思いますが、猪名川総合開発事務所の行事で止々呂美の炭焼きを実際に見に行くということで、まさに窯に火を入れるところを見せて頂きました。しかし、僅か1人しか今それをやっておられないのです。私もいろいろ調べてみたのですが、炭の浄化というのはかなり効果があるということ、小さな川ではなく大規模な施設でもできるということがわかりました。また、太陽光を使う等いろいろなことに取り組んでいるという事例も全国にあるようです。

そういう取り組みの中で、例えば、今の量では炭が足りないからたくさん使って、少しでもエネルギーの使い方を考えていくことになれば、止々呂美の森で炭を焼く人を養成し、それだけで生活できるだけの需要をつくっていくということにもなります。そうすれば、森も管理されます。そうすると、源流部もまた管理されるといったように循環してゆく、大きな考え方も整備の方向の中で持って頂いて、しっかり予算をとって取り組んで頂きたいと思います。以前、私が環境アセスの研修会に行った時にゼネコンの人とお会いして、最近ではゼネコンも随分環境問題を研究されていて、下手な自然保護団体よりもうんと環境に取り組んでいける能力を持っているという話を聞いて驚いたことがあります。そういう状況もあらわれはじめていますので、しっかりやって頂けたらなと思います。

#### 細川委員（猪名川部会）

洪水を受忍する価値があるのかどうかというようなことですが、それ以前にまず価値観自体を変えなければいけないと思います。経済的なことにとらわれ続けていては、この不況の時代を、高度経済成長の時代やバブルの時代に比べて、不幸な時代だったとしかとらえることができません。しかし、経済が停滞した状況だからこそ逆に見えてきた部分もあるわけで、だからこそ、今このような見直しも進められているわけですから、経済的な既成の価値観でこれからの事業を考えていくということ自体に行き詰まりを感じますし、そうであってはいけないのではないかと感じています。

今、市や県は非常に厳しい状況で、市レベルからいえば、本当に何をすることもお金がないという状況です。何をすることもお金がないので、市民のボランティアの力を借りようという動きになってきています。以前でしたらきっと、たとえ市のレベルであっても、市民のボランティアの力を借りるということはなかったと思います。それは、一々市民の合意を取りつけて話し合って事を進めるよりは、市の側で事を決めてかかった方が事は迅速に運ぶし、経済的にも無駄が少ないというのが今までの感覚だったと思います。しかし、市民と合意しながら、市民と話し合いながら、市民の力も借りながらという姿勢が生まれてきています。これから先、国民1人1人が自分たちの力を再認識できる場をつくることのできるの、それこそ決してお金にかえられないことです。働いて、社会的に貢献できる場を自分たちが持つという自信を持つということは、それこそ経済的な価値以上に心の豊かさを提供することになるのではないかと思います。

田中委員 (猪名川部会)

自然から私たちが得ている恵みをどう評価するか。それは評価できないという話もあるのですが、人によってものさしが全然違って、5円のものだけでも私は死守したいといった意見もあると思いますから、金銭勘定はできないとは思いますが。しかし、いつまでもそんなことを言い続けていると、それは宗教になってしまいますので、皆さまが共通認識を得るためには、すぐには信じられませんが、そろばんをはじく方法で環境価値みたいな金銭評価を試みていく必要があるのではないかと思います。そうしないと、議論にならないと思います。非常に難しいと思います。皆さまが共通に肯定できるような評価はできないかもしれませんが、やらなければいつまでたっても宗教と趣味で終わるという気がします。そこはやはり努力して、経済的な金銭勘定できないものをどう評価していくかは、ひょっとしたらものさしの方向と目盛りが違ってもいいかもしれませんが、単なるオーバーレイに終わるかもしれませんが、やっていくべきだろうという気がします。

それから、河川法が改正されて、治水、利水、環境を国土交通省がやられるということで、大いに予算をとって、国土交通省も環境について考えて下さいという話でしたが、私はそれが本当に構造的によいのかなという気がします。治水、利水、環境というのは現在のところ明らかに対立しています。その対立するものを同じ組織の中で進めるとするのが本当に適切なのかです。治水、利水、環境を同列にして本気で取り組むのなら、予算の3分の1を環境を使って3分の1は環境を本務としてあつかう人間を配置するか、環境省が環境の部分を担当するというのをしないと無理だと考えます。国土交通省だけで環境についても全部やりますとなれば、「なあなあ」で終わってしまうのではないかと思います。組織を別に持ってこないで、すなわち権力と金と人員を分離し、チェック機能を働かせて議論しないとまともには機能しないのではないかと思います。

服部委員 (猪名川部会)

「3-3 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用」に触れてもよろしいでしょうか。

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

はい、もちろん結構です。

服部委員 (猪名川部会)

今、田中委員が言われた問題はものすごく重要なことで、これからもまだ論議していかなければいけないと思います。

私は、取り敢えず具体的に猪名川でとれる対策が、この3-3に集約されているのではないかと思います。特に、前から問題になっていました、猪名川が都市河川であると同時に、川西、伊丹、池田等において残された唯一の自然であるということ、外来種が問題となっていること、河川敷に運動公園が非常に多いことといった問題点です。こういう問題については、簡単ではないでしょうが、対応はとれます。ここに書かれている「運動公園等に

については長期的には堤内地へ戻す」は、非常によいことだと思います。また、ここには外来種対策について書かれていないのですが、外来種に対する対策を進めていくとか、高水敷を切り下げるとか、具体的にできることをもう少し入れて頂ければと思います。

森下委員（猪名川部会）

それに関連して、11ページにある「連続性がとぎれている箇所が見られる」、「他の河川と比較するとよくない」、「これ以上猪名川の自然をいじらないことを原則とし、自然の営力の回復を目指す」というようなことが書かれていますが、連続性がないからどうなのだから、何のために連続性を回復するのかといったことまでは、ここに書かれていないのです。それぞれに目的があって、それぞれの必要性があると思います。それなのに、たんに繋げればよいとだけ書くのはあまりよくないと思います。

それから、「他の河川とは比較するとよくない」というのは、どうしてほかの河川と比較したらよくないのかということが書いていません。それと、「自然をいじらないことを原則とし」とありますが、これは、今のまま自然が老衰していくのを見ているというようなことですよね。そうではなくて、自然というものは貴重なのだけれども、それを新たにより方向に回復させる方向にいじってやろうということでない、発展性がないと思います。

管理というのはアダプティブなマネジメントだと思います。アダプティブなマネジメントというのは、よりよいものに変えていくためにどうしたらよいかということが精神として入ってないといけないのではないかと思います。

また、「(2)対応方向」の「河川と用水路、水田等で生き物の行き来ができるような方策を検討する」とあります。ここは「方策を検討する」で、先ほどの箇所は「とぎれている箇所が見られる」で、何かちょっとずつ順番が違うような気がします。その部分を庶務で少し整理して頂きたいと思います。

「阻害するような工作物をつくらない」とありますが、実際に猪名川で溯上や流下が阻害されているような工作物があるのかということも問題です。生物が毎日行き来しないからではなくて、生物が行き来するのは洪水の時で1年に何回か行き来するだけでも十分なこともあるし、そういうことを評価した上でこういう文章が書かれていくことが大事だと思います。この部会には環境に携わる人がたくさんいるので指摘が出るはずだと思って黙っていたのですが、洪水対策に対する考え方や利水に対する考え方が煮詰められている割には環境の部分が少し煮詰められてないような気がします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

それでは、「3-4 水利用のあり方の転換と生活様式の改変」に移ってよろしいでしょうか。或いは、「3-5 推進の枠組みの変更」について、ご意見があればどうぞ。

森下委員（猪名川部会）

12ページに、例えば「上流部は一庫ダムに、下流部は琵琶湖・淀川に依存している」と

ありますが、もう少し具体的になりませんか。上流部で一庫ダムに依存している人間の数、上水として取水している人間の数、それから、おそらく9割近くが淀川に依存していると思うのですが、そういうことを、もう少し明確に事実として書きませんか。そうした方が、いかに猪名川の水事情が大変なのかというのがわかってくるような気がするのです。

池淵部会長代理(委員会・猪名川部会)

森下委員がおっしゃった内容は、データや情報を添付するということで対応しようとは思っていません。

森下委員(猪名川部会)

そんなことしないで、括弧書きで簡単に記述するだけで構わないと思います。明確にすることはそんなに難しくないと思います。

池淵部会長代理(委員会・猪名川部会)

そうすると、ほかの箇所についても、具体的な数値等を入れざるを得なくなります。

森下委員(猪名川部会)

できるだけ具体的に物を書いていく方がわかりやすいのではないですか。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村)

数字がきちっと出るというわけではないのですが、前回の部会で猪名川からの取水の地域と淀川に依存している部分を平面的に説明していますので、数値は出ると思います。

尾藤委員(委員会)

直接関係ないのですが、数量化のことでいろいろ思い出したので、ご参考までにちょっとだけ発言しておきたいと思います。

これから申し上げるのはBODのたぐいになるので、田中委員がおっしゃったことと少し違うかなと思います。環境評価を数値で見るという時に、例えば大気汚染防止法や水質汚濁防止法が最初にできた時、ppmの基準値が超えれば駄目だと言っていました。基準以下だから大丈夫だと言う行政側に対して、住んでいる人たちは丸24時間つき合っているわけですから、そこで生まれるすれ違いの対立が長年続いたのです。要するにその基準値、我慢値なのだということです。基準値というのは、全て科学的な基準値ではなくて政治的な基準値なのであって、行政が変われば必ず動いていくものです。まずこれが1つです。

それと、先ほど原発のことを言いましたが、日本では原発そのもので事故が起きて死者は出ていません。ところが、自動車というのは1年間に1万人以上の死亡者がいるわけです。しかし、原発の廃止運動というのはあるけれども、自動車廃止運動というのは起きないわけです。例えば目の前に原発があって、そこに人が住んでいますが、あれだけ専門家の人たちが、安全だと言っても、ひょっとしてという不安が必ずつきまといっていくわけ



す。そういう不安感を数量化することはできないわけです。ですから、何かを決めても、24時間接するということを数値化すると全然違ってくるとい類いの話です。

もう1つは、基準値を決めても、例えば先ほど言った水質汚濁防止法の時には、水の出口1カ所で測量しても駄目ですから、もう1カ所で測って2で割ったのです。そうすると、一番汚れたところと一番きれいなところからとって2つに割るものですから、汚染していても全く基準値にひっかからないということが続出しました。それから、大気汚染防止法も、同じように全てパスするのです。

私は覚えています、四日市の大気汚染が問題になった時に、あれだけ大気汚染が酷いと言われたのに、基準値にひっかかったのはおふる屋の煙突だけだったのです。汚染物の出口のところだけで測って基準値内だということはどういうことかと言うと、簡単に言うと、例えば排気ガスの中にどれだけの汚染物質が含まれているかという量そのものは、車1台だけ走っている時には大丈夫でも、100台走れば、いくら基準値内におさまっていても、汚染物質の排気量はものすごく増えているわけですね。ですから、今、自動車がまき散らしている汚染物質というのは物すごく増えているにもかかわらず、一台一台の基準値で抑えれば全部パスするのです。ですから、基準値がクリアできているから環境そのものがきれいになっているということでは全然ない事態も起こりうるということは知っておく必要があると思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

あと、一般傍聴の方のご意見も承らなければなりませんので、もしありましたら挙手をお願いいたします。

今日は無いようですから、次に移らせて頂きます。

実は、4月8日に部会を開催しようとしておりましたが、4月11日に合同勉強会があり、その時にそれぞれの部会から、中間とりまとめ（案）が披露されます。

この合同勉強会の結果、猪名川部会の中間とりまとめ（案）に何か修正を加える必要が出てきた場合、合同勉強会が終了した後に、委員の皆さまに集まっていただいて、打ち合わせをして、まとめるということにしたいと思います。そこである程度、形ができましたら、それを猪名川部会の中間とりまとめ（案）として委員会に提出するということになると思います。

その後河川整備計画原案が河川管理者から出てきますから、それに対して、また対応しなければいけないということになるのではないかと考えております。

取り敢えず4月8日に予定されていた猪名川部会は開催しないということにしたいと思っております。そのかわり、4月11日合同勉強会終了後に、よろしくをお願いいたします。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

庶務をお願いしておきたいのですが、本日頂いたご指摘等を中間とりまとめ（案）に反映させて再構成したものを各委員に送付して、再度、ご意見、ご指摘等を頂くようお願いしてください。そこで頂いた意見をさらに中間とりまとめ（案）にフィードバックして頂

きたいと思います。それを、4月11日の合同勉強会に、猪名川部会の中間とりまとめ(案)の第1候補として出していくということにさせて頂ければと思います。

また、合同勉強会にて、各部会と連携するもの、或いは書き足りないもの等が出てくれば、勉強会終了後にワーキングをするということで進めさせて頂きたいと思います。

今日も多くのご意見がありましたが、対応し切れるかどうかは部会長、部会長代理、庶務等で協議し、中間とりまとめの案として合意できるものを4月11日の合同勉強会に出すという方針で進めさせて頂ければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、本日は閉会させて頂きます。どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これにて猪名川部会を終了させて頂きます。

どうもありがとうございました。

以上